

令和3年度第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議 実施結果

1 開催形態

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から書面開催とした。
(各委員に会議資料を送付し、書面にて質問及び意見を募る形式)

2 会議実施日※

令和3年10月29日(金) ※質問及び意見の送付締切日

3 出席者

別紙のとおり

4 会議内容

(1) 出欠

回答及びアンケートの返信をもって出欠確認を行ったところ、本会議の委員総数17名のうち14名から返信がありました。これは、札幌市安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議規則第4条第3項で定める会議の開催要件である委員数の過半数(9名)を満たしますので、本会議は成立いたします。

(2) 審議事項 会長及び副会長の選任について

賛成14名 反対0名

出席委員14名全員から「賛成」との回答があったため、曾根輝雄委員を会長に、勇崎恒宏委員を副会長に決定いたします。

(3) 報告事項

各委員からの質問及び意見、事務局の見解及び回答は以下のとおりです。
いただいた質問及び意見等は、内容が変わらないよう要約しています。

ア 第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画 令和2年度事業実施結果について

質問・意見 (●:各委員からの質問及び意見、○:事務局の回答及び見解)

委員名	内容
石川委員	●コロナ禍で多くの集客型イベントが中止となっているが、今後はZoomなどを利用して双方向参加型のイベントを主流に啓発を考える必要があると思う。 ○事業の実施方法につきましては、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に合った方法を検討してまいります。多くの方が参加しやすい方法が望ましいものと考えております。
石川委員	●食の安全・安心おもてなしの店への登録条件である「食品衛生優良施設」の基準が分かりにくいので、制度について解説してほしい。 ○「食品衛生優良施設」とは、以下の2つの制度のいずれかを受賞し、

	<p>又は認証を受けた食品関係営業施設を指しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市食品衛生関係保健所長表彰制度…毎年度、保健所が特に衛生状態が優秀で他の模範となる施設を選定し、表彰する制度です。 ・札幌市食品衛生管理認証制度（さっぽろHACCP）…市内の飲食店や店頭販売店を対象とし、HACCPの考え方にに基づき衛生管理を的確に実施していることを、第三者機関である「衛生管理ネットワーク協議会」が点検・評価し、審査会を経て、認証する本市独自の制度です。
太田委員	<p>●コロナの影響による事業中止、縮小がこれ程までに著しかったのかと驚いた。</p> <p>○令和2年度、本市では新型コロナウイルス感染症対策を最優先するため、食品衛生部局からも多数の職員をコロナ対策部署に派遣いたしました。また、市民及び事業者との直接的な接触機会を可能な限り避ける必要があったことから、やむなく多くの事業を縮小又は一部中止といたしました。</p>
片桐委員	<p>●計画は、内容が多岐に渡るものの、全体的に読みやすく、わかりやすく作られていて良かった。今回、「安全・安心な食」ということで市民委員に応募したが、イメージと少し違い「安全・安心」が主に食品衛生によっているという印象を受けた。</p> <p>食品衛生は特に「安全」な食を担保する土台だと思うが、食のまち・さっぽろを推進するのであれば、以下の部分にもより力を入れ、PRして行ってほしい。他の委員の方が可能であれば、是非、ZOOMも利用して、意見交換の場が持てたらと思う。</p> <p>地産地消の推進…地産地消と環境保全型農業の推進は、食のブランド力向上にもつながるものであり、基本施策1「生産から販売までの安全確保」の土台としてほしい。またSDGs 14、15につなげて行ってほしい。市民の考える食の安全・安心とは、市民意識調査結果からも、上記への取組だと思う。札幌市には地産地消の環境保全型農業により一層力を入れ、本当に安全・安心な食を確立してほしいと強く願う。</p> <p>○食の安全・安心の確保は、札幌の食の魅力、食産業を支える基盤であると認識しております。御指摘のとおり、環境保全型農業の推進は、生産から販売までの安全確保における重要な施策であり、また、地産地消は本市における食の魅力を創出するうえで重要な施策であることから、第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の担当部局に対しても、本会議の委員からの御意見として伝達し、共有を図ってまいります。</p>
片桐委員	<p>●食品表示について…表示制度に関してわかりやすい情報発信を求める。添加物や、ゲノム編集を含む遺伝子組換え食品などについて、市民が自分自身で考えて選べるよう、札幌市がより詳細な情報を公開することが必要だと思う。</p> <p>○食品表示制度につきましては、ホームページのほか、食品衛生に関する情報を盛り込んだパンフレットである「キッチンメール」でも特</p>

	<p>集し、情報発信してまいりました。他の制度に関しましても、市民の皆様にも正しく理解していただけるよう、わかりやすい情報発信を心がけてまいります。</p>
片桐委員	<p>●手洗いについて…手洗いの際、ウイルス除去力や環境保全などの観点から、合成洗剤でなく石けんの利用も促進してもらえるとよいと思う。消毒液などで手荒れする人が増える中、少しでも手肌に優しい石けんを選ぶことで、負担の少ない手洗いが実践できると思う。</p> <p>○合成洗剤、石けんともに様々な性能の商品が販売されている現状において、特定の商品を推奨することは難しいものと考えております。今後も、引き続き、しろくま忍者や手洗いソング等を活用しながら、適切な手洗い方法の普及啓発を行ってまいります。</p>
片桐委員	<p>●原子力災害の際の放射線モニタリング体制の詳細を知りたい。</p> <p>○原子力災害の際には、食品等を介した放射性物質による健康被害の発生を防ぐため、食品等の安全性を確認する検査を行うこととしております。現在の放射性物質検査は、中央卸売市場を流通する青果物、水産物を中心にサンプリングしておりますが、新たに放射能汚染が疑われるような事故等が発生した場合には、検査対象品目やサンプリングエリアを拡大いたします。</p>
皆川委員	<p>●資料（実施結果）には「実施の有無」や「件数」などの実績が記されているが、実績に関する“評価”の記載がない。実施主体としての評価を示してほしい。</p> <p>○安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画は、令和2年度から6年度までの5年に及ぶ計画であり、最終年度に総合的な評価をお示しすることとしております。</p> <p>食品衛生監視指導計画は、単年度ごとに実績を評価したうえで翌年度の計画策定を行っております。今後の実施結果の表現方法等につきましては、御意見を踏まえ検討してまいります。</p>
皆川委員	<p>●「コロナの影響で多くの事業が実施できなかった」旨の記載があるが、事業ができなかったことにより、“食の安全・安心の確保”に支障をきたすような事象はあったか。コロナの影響による負の事象を取りまとめることは重要と考える。</p> <p>○令和2年度、本市では新型コロナウイルス感染症対策を最優先するため、食品衛生部局からも多数の職員をコロナ対策部署に派遣いたしました。また、事業者との直接の接触を避ける必要があったことから、施設監視や収去検査、イベントなど多くの事業が思うように実施できない結果となりました。しかし、幸いにも大規模な食中毒事件などの発生はありませんでした。今後の事業の実施方法につきましては、ウィズコロナ、ポストコロナの時代に合った内容となるよう、検討してまいります。</p>

イ 令和2年度札幌市食品衛生監視指導計画実施結果について

質問・意見 (●：各委員からの質問及び意見、○：事務局の回答及び見解)

委員名	内容
石川委員	<p>●食品等の収去検査について、検体の数が少なく、違反検体は0になっているが、青果物などで放射性物質、残留農薬が検出されている。特に、放射性物質の検出に関しては、産地なども気になるところ。収去検査を行うときは、国産か輸入のほかに産地にはこだわらないのか。</p> <p>○放射性物質検査及び残留農薬検査につきましては、厚生労働省が食品衛生法において人の健康に害を及ぼすことがないとする厳格な基準を設けており、数値が検出された場合であっても、基準値未満であれば、人の健康への影響はないものとされております。検体の産地については、放射性物質の検査におきましては、福島第一原子力発電所での事故を受け、福島県及びその近隣自治体、北海道沿岸などから出荷され、市内に流通する食品を対象としております。残留農薬検査におきましては、過去の違反検体を参考として、産地や国を絞り込んでおります。</p>
石川委員	<p>●ゲノム編集されたトマト、鯛などが開発されているが、行政サイドの今後の対応はどのようになるのか。</p> <p>○現在流通するゲノム編集食品は、国が安全性を確認したものであると承知しております。本市としては、わかりやすい情報の発信に努めてまいります。</p>
太田委員	<p>●保健所の行った収去検査の検査数がここまで少なかったことに、食品の安全確保に不安を感じた。</p> <p>○令和2年度、本市では新型コロナウイルス感染症対策を最優先するため、食品衛生部局からも多数の職員をコロナ対策部署に派遣いたしました。また、事業者との接触を避ける必要があったことから、収去検査は当初予定どおりに実施できず、検査数は大きく減少する結果となっております。</p>

ウ 札幌市安全・安心な食のまち推進条例の一部改正に伴う札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則の改正について

質問・意見 (●：各委員からの質問及び意見、○：事務局の回答及び見解)

委員名	内容
	質問及び意見は、特にありませんでした。

以上